

退職後の健康保険について

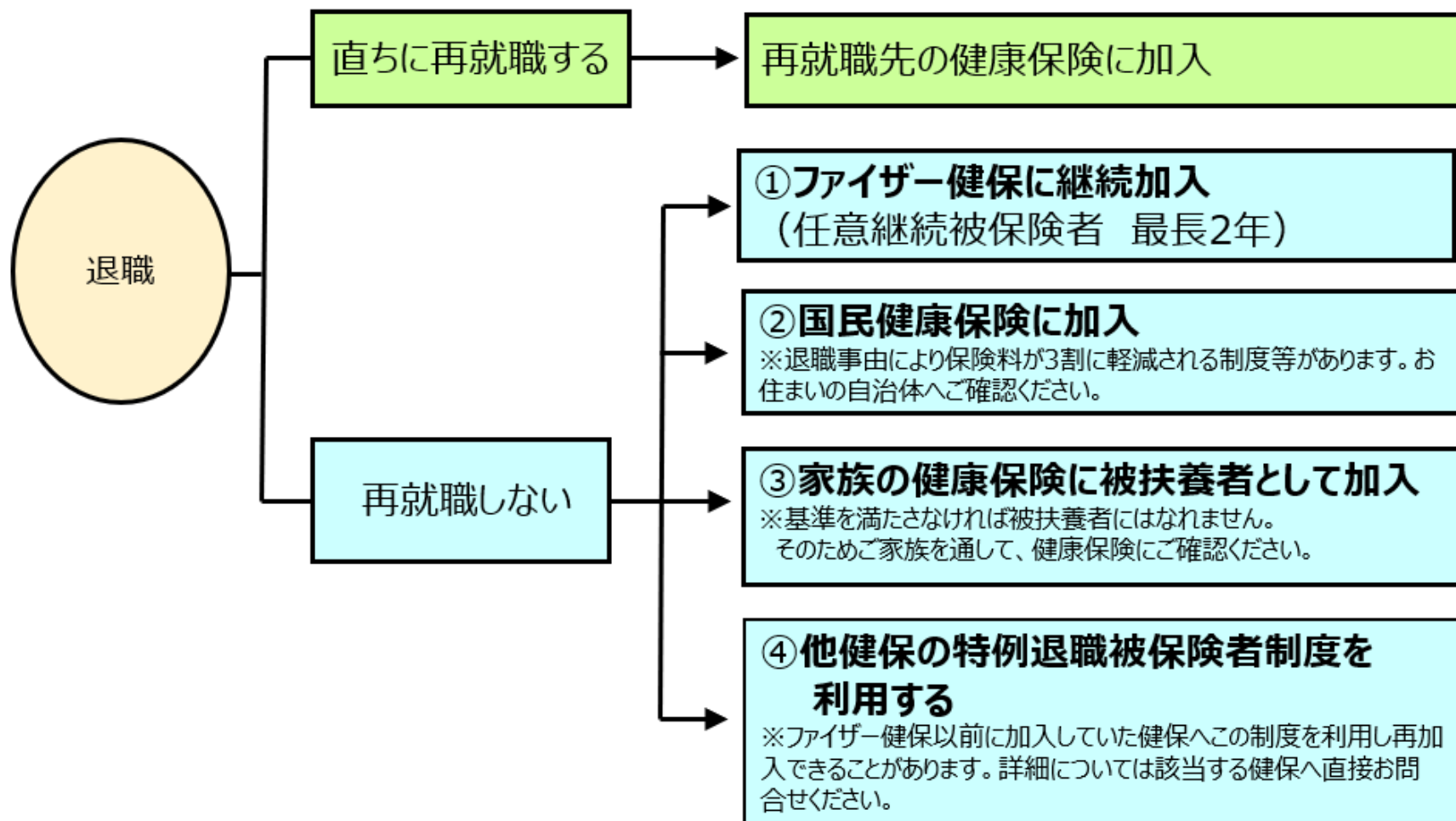
ファイザー健康保険組合

目次

- 退職後の健康保険について・・・・・・・・・・ 3
- 任意継続と国民健康保険の比較・・・・・・・・ 4
- 任意継続被保険者保険料額表・・・・・・・・ 5
- 任意継続を選択された場合・・・・・・・・・・ 6
- 問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

退職後の健康保険について

国民皆保険制度のため退職後も何れかの健康保険に加入する必要があります



任意継続と国民健康保険の比較

	任意継続被保険者	国民健康保険
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> ・在職期間が2か月以上あり、継続加入していること。 ・退職後20日以内に資格取得申請書を提出した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内に住所がある者 ・手続きは退職後14日以内
資格有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ・最長2年 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・全額自己負担 ※事業主（会社）負担なし ・退職時の標準報酬月額（上限有）または前年度のファイザー健保の被保険者全体の平均標準報酬月額のいずれか低い方の額を元に計算 ・保険料率： 一般保険料 = 標準報酬月額 × 9.4% 介護保険料 = 標準報酬月額 × 1.98% ・扶養家族の人数による保険料の増減はない 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯人数に応じて保険料増減がある（上限有） ・前年の給与所得や資産等をもとに算出 <p>※都道府県により、保険料算出の計算方法が異なるため、詳細はお住まいの役所へお問い合わせください。</p> <p>・会社都合退職の場合は、保険料の減免措置がありませんので、必ず退職事由を伝えた上でご相談ください。</p>
医療費窓口負担	<ul style="list-style-type: none"> ・3割 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意継続と同様
給付	<ul style="list-style-type: none"> ・在職中と同様、法定給付のほか、付加給付あり（例外あり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・法定給付のみ
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・在職中と同等の内容の健康診断が受診できる 詳細ページ 	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治体の定める健康診断が受診できる

給与明細をご確認ください。

任意継続被保険者保険料額表

単位：円

等級	標準報酬月額 健保	保険料		毎月払い	前納払い	
		健康保険料	介護保険料	単月	半年	年間
20	260,000	24,440	5,148	29,588	175,511	347,614
21	280,000	26,320	5,544	31,864	189,012	374,355
22	300,000	28,200	5,940	34,140	202,513	401,094
23	320,000	30,080	6,336	36,416	216,014	427,833
24	340,000	31,960	6,732	38,692	229,515	454,572
25	360,000	33,840	7,128	40,968	243,016	481,312
26	380,000	35,720	7,524	43,244	256,517	508,051
27	410,000	38,540	8,118	46,658	276,767	548,161
28	440,000	41,360	8,712	50,072	297,019	588,271
29	470,000	44,180	9,306	53,486	317,270	628,381
30	500,000	47,000	9,900	56,900	337,522	668,490
31	530,000	49,820	10,494	60,314	357,773	708,599
32	560,000	52,640	11,088	63,728	378,024	748,708
33	590,000	55,460	11,682	67,142	398,276	788,818
34	620,000	58,280	12,276	70,556	418,527	828,928
35	650,000	61,100	12,870	73,970	438,779	869,036
36	680,000	63,920	13,464	77,384	459,029	909,145

[保険料一覧表\(1～36等級\)はこちら](#)

＜留意事項＞

- ◆ 保険料の上限は77,384円/月となります。
- ◆ 介護保険料の適用は、40歳以上65歳未満となります。
- ◆ 前納払い（半年/年間）は、若干の割引額が適用されます。
- ◆ 前納払い（年間）を選択された場合でも、加入月から翌3月分までの納付となります。
※健保の会計は4月～翌3月です。
- ◆ 前納払い後、脱退される場合は、保険料を返納します。（加入月の保険料のみ返納不可）
- ◆ 翌年度の保険料のご案内は、毎年3月中旬頃に郵送します。
- ◆ 確定申告に必要な「支払証明書」は、毎年1月中旬頃に郵送します。

任意継続を選択された場合

<申請方法>

- ◆退職日から**20日以内**に「[任意継続被保険者資格取得申請書](#)」を健保へ送付してください。
申請書は、退職日前でもお送りいただけます。
退職後、約1週間以内にご家族分も含め、新しい保険証と保険料納付案内書を送付いたします。
※在職中に使用していた保険証は会社の指示に従いご返却ください。

<保険料の納付方法>

- ◆初月分は単月支払です。指定銀行にお振込みください。(納付書は発行しておりません)
- ◆翌月分以降は、単月払いのほか、半年払い・年払いが可能です。
- ◆それぞれの納付期日は「保険料納付案内書」にてご確認ください。
単月支払を選んだ場合、**毎月10日迄**に当月分を納付してください。
保険料の支払いが遅れると**資格を喪失**します。
- ◆当健保は口座自動引落としは行っておりません。
- ◆年払い・半年払いをされた方が退会された場合は、保険料を返還いたします。

問合せ先

ファイザー健康保険組合

〒151-8589

東京都渋谷区代々木3丁目22-7 新宿文化クイントビル

ホームページ：<https://www.pfizer-kenpo.or.jp/>

e-mail：PFE.KenpoJP@pfizer.com

ファイザー健保

検索

